

令和4年第1回定例会（3月） 一般質問
令和4年3月2日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、公用車についての質問を許します。

佐藤昭生君。

〔4番 佐藤昭生君質問者席登壇〕

◆4番（佐藤昭生君） 議長から許可を得ましたので、通告に従いまして2項目について順次質問をいたします。

それでは、1項目めとして、公用車についてお伺いします。

①現在所有の車両台数について伺います。

②車検・点検は、市内の整理工場等に偏りがなく発注されていますか。また、自動車保険――任意保険ですが――については、令和元年第4回定例会での質問に対して、全車両、全国市町村自動車共済に加入しているとの答弁がありました。その後、変更があるか、お尋ねします。また、契約内容について、対人賠償は無制限だと思いましたが、対物賠償には制限がありますか、無制限ですか、どちらか伺います。

③安全運転管理者の選任について伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 1、公用車については、総務企画統括理事より答弁があります。
玉ノ井総務企画統括理事。

◎総務企画統括理事（玉ノ井浩司君） 市管理の公用車についてのご質問にお答えいたします。

まず、公用車の車両台数についてでございます。

市が管理する公用車につきましては、豊後大野市庁用自動車等管理規程に基づき管理しており、1月末時点で230台を保有しております。

その内訳としましては、財政課が管理する集中管理車が39台、各課や支所等の管理車が99台、市民病院・消防本部の管理車が92台となっております。

車検、点検、自動車保険等についてでございます。

車検等の管理は、基本、公用車の管理担当課等が行っておりますが、消防車両等の特種車両を除き、財政課からも車検満了日の一月以上前に各課へ文書にて通知し、注意喚起を行っております。

また、車検等の依頼先につきましては、整備業者に偏りが無いよう、財政課で市内業者を指定しております。

具体的には、三重町以外の施設で管理する公用車については、できる限り同町内の業者を指定し、台数の多い三重町の施設で管理する公用車については、市内整備工場へ均等に指定し、また、車検等整備業者については、物品製造等の競争入札参加資格審査申請があった市内業者を対象としています。

自動車保険の任意保険の加入状況につきましては、全車両、公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入しており、対人賠償保険が無制限、対物賠償保険が上限1,000万円の補償内容となっております。

次に、安全運転管理者についてでございます。

安全運転管理者制度は、一定台数以上の自動車を使用する事業所等において、自動車の運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う者を選任し、道路交通法令の遵守や交通事故防止を図ることを目的とした制度です。

事業所等が使用する自動車の台数が5台以上または乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用するときは、安全運転管理者を選任する必要があり、また、使用する自動車が20台以上の場合には、台数に合わせて副安全運転管理者を選任する必要があります。

本市では、豊後大野市安全運転管理規程第4条に基づき、安全運転管理者と副安全運転管理者を豊後大野警察署を通じて大分県公安委員会に届け出ており、年1回、講習を受講しています。

令和3年度は、公用車を5台以上使用する本庁舎の総務統括理事及び緒方支所、大野支所、犬飼支所の各支所長を安全運転管理者に選任し、生活福祉統括理事及び産業建設統括理事、総務課長を本庁舎の副安全運転管理者に選任しています。

また、本市の安全運転管理者は、業務用車両の安全な運転の確保と効率的な使用を図るため、車両の使用規制や鍵の保管、運転日誌の整備、運行計画、運転者の教育指導、健康管理等の業務を行っています。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 公用車の運転前のアルコール検知はなされておりますか、お願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） 令和3年6月、千葉県八街市で発生した飲酒運転による交通死亡事故を受け、同年11月10日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されました。

主な改正点といたしましては、安全運転管理者の新たな義務として、令和4年4月1日より酒気帯び運転の有無の確認及び記録の保存が義務づけられ、令和4年10月1日よりアルコール検知器の使用等が義務づけられたところであります。

この安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されることに伴い、本市においても、令和4年1月19日、豊後大野市安全運転管理規程を一部改正いたしまして、これに対応する準備を進めているところでございます。

アルコール検知器の導入につきましては、令和4年10月1日より、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を使用して酒気帯び運転の確認をすることが義務づけられていることでもありますから、本市では、早期購入を行い、今年の2月1日から試験的に運用を開始しているところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） よく分かりました。

次に、免許の資格確認や更新期限の確認のため、職員の免許証の写しは提出されていますか。また、運転日誌はどのように管理されていますか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） 公用車を運転する職員の運転免許証につきましては、毎年実施する職員調書により報告を求めているところでございます。

さらに、現在、運転日誌につきましては、冊子等に記入する方式を取っているわけでありまして、令和4年4月1日より、携帯電話等によるクラウドシステム「キントーン」を活用し、公用車乗車ごとに携帯電話を活用し、免許保持チェック及び有効期限のチェックを行い、リアルタイムで確認、管理をしております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） それはよろしくお願ひします。

次に、職員の私用車の公務利用について伺います。

緊急を要する場合や、やむを得ず現地へ直行する際に、使用する車両の車検証の写し、自動車任意保険の写しは、前もって提出されていますか。通勤で使用する車両も同じように提出がありますか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） 議員ご質問のとおり、私有車を公務のために使用する場合は、職員が庁用自動車もしくは公的交通機関を利用できない場合または利用できない事情がある場合において、やむを得ず私有車を使用する場合があります。

私有車を使用する者または私有車に同乗する者は、あらかじめ私有車公務使用届により所属長または支所長の承認を得なければならないようになっております。

私有車公務使用届には、使用車両のナンバーや所有者及び自賠責保険及び任意保険について報告するよう義務づけられており、それにより確認、管理しております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 管理については、よくされていると思います。

保険について伺います。

対物賠償に上限額1,000万円が設定されています。ないとは思いますが、万が一、上限を超える賠償があった場合は、差額は誰が支払いますか。また、無制限の場合の掛金はどれくらい高くなりますか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 平山財政課長。

◎財政課長（平山元彦君） まず、合併以降、対物賠償額の上限1,000万円を超える事故等は発生したことがございませんが、仮に1,000万円を超える賠償額が発生した場合には、

超えた額を市で予算措置し、お支払いをすることになります。

そして、対物賠償保険の補償内容を1,000万円から無制限に変更した場合の全体の保険料は、20万円程度増加し、約370万円になると見込んでおります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 事故がないことを念じておりますが、そのための保険でありますので、検討願えればと思います。

以上で、1項目めの質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、「ぶんど大野里の旅公社」についての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 次に、2項目めの「ぶんど大野里の旅公社」についてお伺いします。これ以降は里の旅公社と呼称させていただきます。

市議会のホームページに会議録検索システムというものがあり、平成17年以降、「観光協会」というキーワードが242件、平成26年11月1日に設立された「里の旅公社」というキーワードが253件ありました。議員の間での観光に対する関心の高さがうかがえます。特に、里の旅公社については、今日まで7年3か月の間に多くの議員が取り上げた案件です。

今回、改めて問います。里の旅公社の位置づけと現在の状況、今後の役割と方向性についてどのようにお考えか伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 2、「ぶんど大野里の旅公社」については、商工観光課長より答弁があります。

安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） それでは、「ぶんど大野里の旅公社」についてのご質問にお答えいたします。

一般社団法人ぶんど大野里の旅公社につきましては、ジオパークやユネスコエコパークに代表されるような豊かな自然と、そこで生み出される農林水産物や歴史・文化などの多様な地域資源に恵まれた本市において、これら多彩な地域資源を活用した観光ビジネスへと展開していくため、平成26年11月に各種イベントの事務局や観光案内を主な業務としていた市観光協会を発展的に解消し、観光ツーリズムに対応できる新組織として設立されました。また、平成30年3月に策定した豊後大野市観光振興ビジョンにおきましても、ビジョンの実現に向け市と連携して取り組む組織として位置づけられております。

公社設立後は、観光ビジネスを展開するため、平成27年4月に事務所を三重町駅前から清川町の奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場「里の旅リゾートロッジきよかわ」に移し、収益事業としての宿泊業を開始しました。利用者も年々増加し、観光の玄関口として本市への誘客や地域経済の活性化に大きな成果を上げることができました。

一方、公社設立から5年を目途に行うこととしていた事業の見直しの中で、ロッジきよかわの管理・運営事業を平成31年度で終了することとし、また、観光振興ビジョンの実

現を目指す組織としての役割を担うため、市や商工会、観光関係事業や関係団体と連携を図る目的で、公社事務所を平成31年4月に三重町市場へ仮移転したところです。

そこで、令和2年度以降の事業の取組状況についてでございますが、令和2年度は、観光のポータルサイトとしての役割を担うため、観光や食、宿泊等の情報を充実させたホームページのリニューアルやインスタグラムなどSNSを活用した情報発信のほか、コロナ禍の中で影響を受けている飲食店を紹介する飲食店テイクアウトチラシを作成して飲食店を支援する取組も行っており、本年度は、ケーブルテレビで市内の飲食店や食などを紹介する「てくてく里リップ」の定期的な放送など、様々な方法で市内外へ情報を発信しております。

また、ツーリズムでは、地域資源を活用した4つのウォーキングコースを造成し、「里の旅ピクニック」としてウォーキングイベントを開催しており、健康志向やアウトドア志向から多くの方に参加いただき、今後の集客に期待が持てる商品となりました。加えて、ツーリズム商談会等へ参加し、商品のPRを行うことで本市への誘客に結びつけているところです。

公社への補助金と委託事業の内容についてでございますが、本年度の公社運営補助金は1,380万円で、その内訳は、専務理事と公社プロパー職員各1名及び臨時職員2名の人件費、公社事務所の賃借料、光熱水費などが主なものとなっております。

委託事業は、市内宿泊施設に宿泊された団体へ食事代を補助する体験プログラム造成事業とタクシーを使って観光していただいた方へタクシー代の一部を補助する二次交通対策事業に加え、本年度に限り新たな誘客対策事業を委託しております。この事業は、感染症拡大の影響により減少した観光客の誘客を図るため、テレビ番組を活用し、観光資源や地域情報、食文化等を県内に発信するもので、年間を通じて市の情報を発信し、誘客につなげているところです。

令和4年度の予算につきましては、公社運営補助金として、本年度と同額の1,380万円で、委託事業は、市内宿泊施設に宿泊された団体へ食事代を補助する団体宿泊助成事業に450万円、市内での回遊を促し滞在時間の延長につなげるため、飲食・観光関連事業者等と連携したスタンプラリー事業に113万6,000円の予算案を本定例会に提案しているところでございます。

観光行政につきましては、「観光まちづくり」という言葉が多く使われており、観光素材を見るだけの観光から、地域が主体となって、自然や文化、歴史、産業、人材など、地域の資源を生かすことが重要とされております。

本市の観光振興ビジョンも趣旨を同じくしておりますので、公社による地域資源の観光資源化や商品化の必要はありますが、観光案内や情報発信、観光関連事業者間の連携を図るといった部分も重要な業務と認識しております。

公社事務所につきましては、現在は正式な移転先を検討している段階ではありますが、公社事務所は観光の拠点施設として重要な位置づけにありますことから、移転先が決定した際には必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、観光振興ビジョンの実現を目指すため、観光関連事業者間の連携を図りながら地域資源を有機的に結びつけ、観光資源を観光商品として造成し、観光ツーリズムを展開する組織としての役割を果たしていくこと、そして、観光や物産の紹介をはじめ、多様な媒体を活用した情報発信による誘客の促進や来訪者が立ち寄りやすい場所への事務所移転等を行うことで、情報発信拠点としての機能や認知度がさらに高まることを

期待しております。

今後におきましても、里の旅公社の運営に関して相互に情報の共有や連携を図りながら本市の観光振興に努めてまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 先ほど答弁にもありましたが、令和4年度予算の里の旅公社への補助金は令和3年度と同額の1,380万円、月額換算で115万円となっています。人件費として、常勤役員1名、再雇用職員1名、時間給職員が3名、これに家賃、駐車場代、光熱水費、通信費等が固定費としてかかります。さらに、多様な地域資源を活用して豊後大野らしい観光事業に取り組み、地域の活性化を図るといった事業を行わなければなりません。

例えば、令和4年度予算で、観光イベント補助金として、チューリップフェスタに1,500万円が計上されています。この補助金が多いと言っているわけではありません。私も球根植付けのお手伝いに行ってきましたし、旅行者の認知度も高い地域資源ですから、必要だと思っております。

しかし、1年を通じて業務を行っている里の旅公社への補助金としては、あまりにも少ないと思います。委託事業としての予算づけは、別立てで、それぞれに行っているようですが、いわゆるひもつき補助金の事業代行ですから、他の団体でも委託は可能だと思います。それよりも里の旅公社発案の独自事業等に予算づけをする一括交付金の発想があってもよいのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 里の旅公社への委託事業につきましては、第2次豊後大野市総合計画や観光振興ビジョンの実現に向け、観光事業関係団体と連携して、観光誘客の促進による交流人口の増加や経済の活性化を図ることができる事業につきましては、業務を委託しているところでございます。

委託事業につきましては、委託する事業ごとに目的を明確にして、費用対効果や実績等を検証しながら、予算の執行率の低いものや効果が上がらない事業につきましては、事業の集約や廃止等についても検討することがございますので、現在の委託事業につきましては、事業を目的ごとに委託しているところでございます。

議員ご指摘の委託事業の包括化につきましては、先ほどの目的に基づいた事業を総合的に組み立てることにより、効果が上がるようであれば、その方法も検討していくことは可能だと考えられておりますが、現時点では事業ごとに委託をするようにしているところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） その目的というものは、行政が決めている目的でしょうか。そこをお尋ねします。それぞれの事業によって目的が違うということなので、その目的は行政が決めている目的でしょうか。それを伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 目的につきましては、先ほど申しましたように、観光振興のための事業であるということを目的として、行政と里の旅公社等と一緒に協議をしながら行うところがございますが、あくまでも観光振興ビジョンの実現という目的を主眼としているところがございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） その辺は、ぜひコミュニケーションを取って、里の旅公社と協議しながら進めていただきたいと思います。

次に、20年前、今で言うスポーツツーリズムの先駆けですが、三重町時代、2002年FIFAワールドカップベースキャンプ誘致期成会の勉強会で、当時、日本政策投資銀行の企画審議役の方の講演を聞きました。ドイツでの滞在経験が長かった方で、今でも覚えている話があります。ドイツの観光案内所には、必ず「i」というロゴが表示されています。インフォメーションの「i」です。他の地域から訪れた人が一目で分かるようになっています。三重町の駅前にある観光協会を小ざれいにして、インフォメーションの「i」の大きいロゴを表示すれば、外国人観光客でもすぐに分かりますというような内容のお話でした。

補足ですが、2017年に国土地理院が外国人向け地図記号、観光案内所として「i」または「?」を決定しました。参考資料として、Side Booksの第1回定例会3月2日のフォルダ、その中の当日配付資料のフォルダの中にあります。もう皆さん見たことがあると思いますが、こういうマークであります。インフォメーションの「i」です。それとクエスチョンマーク、これが国土地理院で地図記号として決定したということです。

翻って、里の旅公社がある現在の場所はどうでしょう。仮事務所とはいえ、既に3年になろうとしております。私の住んでいる三重町市場一区にあり、個人的にはとても大切な場所ですが、一般市民でも知らない方が多く、ましてや豊後大野市の観光協会が、里の旅公社に生まれ変わり、時を経て現在の場所に移転した。このようないきさつを知っている市民はあまり多くないのではないかと思います。

観光振興に官民一体となって取り組むのであれば、それなりのシンボリックなものが市の玄関口に必要だと思います。先ほどの答弁では、公社の事務所移転については、必要な協力は行ってまいりたいと。そういう決して積極的ではない消極的支援に聞こえましたが、市も積極的に新事務所の設置に向けた支援をやっていただきたいと思います。答弁があれば、お願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） ご質問の移転に係る市の支援につきましては、里の旅公社は法人格を有する団体組織でございますことから、移転に必要な経費につきましては、他の法人、団体等と同じように公社にて対応していただきますようお願いいたします。

なお、先ほどの答弁でもございましたが、里の旅公社は観光の拠点施設として大変重要

な位置づけにありますことから、移転先が決定した際には、必要な支援等については行ってまいりたいと現時点では考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 川野市長。

◎市長（川野文敏君） 補足させていただきます。

議員おっしゃるとおり、私も市民の皆さんから、今の里の旅公社の位置は分かりづらいということで、駅前でという声もたくさんいただいております。ただ、公社自身、法人格を持っている団体でありますので、市の関与をどこまでできるかというところはあるのですが、議員のおっしゃる趣旨、その辺を理解しながら公社と話し合いをしていきたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひ協議を進めて新事務所を設置していただきたいと思っております。

続きまして、令和2年第3回定例会の一般質問で、里の旅公社について、予算、権限、扱う事務等で、観光協会とどのように変わったのか。そして、市はこの変化をどう評価しているのかとの議員からの質問に対して、市長は「これまでロッジきよかわを運営の大きな柱とした里の旅公社は、本事業の終了により、一つの節目を迎えたものと認識しております」と答弁されました。また、「今後は、里の旅公社への補助金や委託事業を段階的に縮減しながら、観光事業を市の直営にシフトしてまいりたいと考えているところでございます」と答弁されております。

その後、1年半経過しましたが、市役所内で観光事業に対して、機構改革等含め取り組んでこられたことがあれば、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 川野市長。

◎市長（川野文敏君） 令和2年第3回定例会、川野議員のご質問に対しまして、私が公社の見直しについてご答弁をさせていただいたところでございまして、現在の公社の運営補助金は1,380万円ということで、先ほど商工観光課長から答弁させていただきました。令和2年の予算に比べて180万円減額いたしております。その主な中身が絵本の事業でございまして、絵本の販売を里の旅公社がやっておりましたが、もう絵本の事業はやめて観光のツーリズムのほうに専念してくださいという意味で、180万円の補助金の減額をしてきたところでございます。

この予算につきましては、令和4年度も同様ということで、今回提案をさせていただいているところでありまして、観光ツーリズムをしっかりとやっていただきたいという思いがございまして、それぞれの個別の事業については、委託事業で計上させていただいているところでございます。

また、その議会の際に川野議員に、これからは観光に対する市の役割というのが非常に大きくなってまいりますというご答弁をいたしました。市の組織の見直しというところでのご質問でございますけれども、先ほど工藤議員の質問に商工観光課長から、スポーツツーリズムを真剣にやっていきたい、力を入れていきたいということで、スポーツツーリズムの

検討委員会を市役所内の組織として立ち上げているというお話をさせていただきました。スポーツツーリズム、これから市の関係人口を増やしていく中で、非常に大きな要素になるものと思っているところでありまして、今は検討委員会ですが、これを民間の方、官民一体となった組織として、スポーツコミッションを設立していきたい。新しい組織をつくっていききたい。このスポーツコミッションにおきまして、合宿の誘致など行いながら、来ていただいた方々を観光のほうにも結びつけていきたいという思いがございます。

そういう意味で、スポーツコミッションの設立に向けて、今、スポーツツーリズムの検討委員会を開催しておりまして、商工観光課には、その担当として地域おこし協力隊員を1名配置、増員して取組を進めているところでございます。そういう新たな組織づくりに向けて、これからやっていきたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 先ほどの再質問の中にありましたように、2002年F I F Aワールドカップのベースキャンプ誘致に三重町が手を挙げて、もうそれから20年たちました。残念ながら、キャンプを希望していた国がプレーオフで負けて、その相手国が熊本でキャンプしたという実績があります。大分県では、中津江村がカメルーンを誘致して全国的に有名になった。それから20年たちまして、F I F Aが公認した、あの大原運動公園の施設であります。当然やっぱり世界が認めた施設でありますので、今度、新しくいろんな遊具ができたり、室内運動場ができたりしますし、ぜひここを観光資源として捉えて、昔はスポーツ観光と言っていましたが、スポーツツーリズム、ぜひ一体となって進めていきたいと思っております。私も微力ではありますが協力したいと思っております。その中でも、里の旅公社を含めて、ぜひ一緒にやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

令和4年第2回定例会（6月） 一般質問

令和4年6月17日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、子ども子育て支援についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 議長から許可を得ましたので、通告に従いまして3項目について順次質問いたします。

それでは、1項目めとして、1、子ども子育て支援についてお伺いします。

①大分県では、「子育て満足度日本一」を目標に掲げ、子育て中の方に、地域全体が見守り、支えてくれていると実感してもらおうとともに、子供自身の健やかな育ちを支援する取組を県内各市町村と協力して進めています。

本市においても、全ての子供と家庭が安心して子育てできる環境づくりを総合的に支援するため、令和2年度から5年間で計画期間とした第3次豊後大野市子ども・子育て支援事業計画（キラキラこどもプラン）を策定しています。その計画や取組の理念には賛同できます。

しかし、取組の一つであるぶんどおの子育て応援券は、かなり小規模なものです。例えば、豊後高田市が実施している子育て応援誕生祝い金に比べても明らかです。今後の計画策定で、拡充または見直しの予定はありますか。

②国の制度では、令和元年10月から認定こども園、保育所、幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について、小学校第3学年修了前の子供の中で、上から数えて第3子以降の子供、非常に分かりにくい制度です。具体的な例を挙げますと、長子が小学校4年生以上で、3番目の子供が入園するときは、減免の対象にならないということです。それと、もう一つ、年収360万円未満相当世帯の子供が減免対象となっております。給付上限月額4,500円、日額平均230円です。

そこで、お伺いします。

豊後大野市では減免対象となる子供は何人いますか。

○議長（衛藤竜哉君） 1、子ども子育て支援については、子育て支援課長より答弁があります。

安東子育て支援課長。

◎子育て支援課長（安東礼子君） 子ども子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、子ども子育て支援策の拡充等についてでございます。

本市の子育て支援施策につきましては、国や県の補助事業はもとより、子育てに必要な用品の購入費用等を補助するぶんどおの子育て応援券交付事業や、中学校卒業までの医療費助成をはじめ、保育園児を対象に全身や手足を動かす遊びを通じて療育支援を行うきらきら教室、生きる力を持つ子供を育成するため、小中学生を対象にお金の大切さなどを学ぶ豊後大野市キッズマネースクールのほか、令和元年度から幼児健診に導入した視覚スクリーニング検査では、独自に1歳半健診においても実施し、眼科疾患等の早期発見等に

つなげるとともに、令和元年10月から実施された国の幼児教育・保育の無償化では、同年4月から先行実施した上で、市の独自施策として、第2子以降の子供についても無償とするなど、本市独自の事業にも取り組み、安心して子育てできる環境づくりに努めているところでございます。

また、先日議決いただきましたきらきら子育て支援金につきましても、乳幼児期の子育て世帯に対する経済的支援を目的に、来年3月までの間、小学校就学前の子供1人につき月額5,000円を支給するものでございます。

こうした様々な取組により本市の子育て支援施策を進めてまいりますが、次期計画となる第4次計画の策定におきましても、子育て支援に関する保護者の意向等を把握するとともに、社会情勢の変化や市民ニーズにきめ細かく対応し、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現に努めてまいります。

次に、副食費の取扱い及び負担減免についてでございます。

副食費の減免につきましては、年収360万円未満相当世帯の子供が対象の所得要件による減免と、所得階層にかかわらず第3子以降の子供が対象となる、いわゆる多子減免がありますが、そのうち多子減免につきましては、幼稚園などの第1号認定を受けた子供と認定保育所などの第2号認定を受けた子供とでは条件が異なり、幼稚園では同一世帯に小学校3年生までの子供が3人以上、保育所では同一世帯に小学校就学前の子供が3人以上いることが必要となります。

そこで、減免の対象人数につきましては、幼稚園では、37人中、所得要件による減免が13人、多子減免が4人となっており、保育所では、514人中、所得要件による減免が156人、多子減免が2人となっております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ①と②併せて再質問をさせていただきます。

①につきましては、豊後高田市では子育て支援の財源にふるさと納税を充てていると伺っております。本市においては、先ほど答弁にありましたように、第4次計画の策定時に市民の意見を十分に反映し、現在より拡充した政策の実現を図っていただきたいと思います。また、財源の確保につきましても工夫をお願いしたいと思っております。

②につきましては、国の減免の対象とならなかった、減免対象から外れた幼稚園児20人、保育所児童356人の子供たちの支援を市で行えないかどうか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 安東子育て支援課長。

◎子育て支援課長（安東礼子君） ①についてでございます。

令和3年度子ども・子育て県民意識調査によりますと、理想とする子供の数の実現のために必要なことは、やはり第1位が経済的な支援ということで、これを見ますと、令和元年から令和3年にかけて10ポイントこの割合が増えております。このことは、まさにコロナの影響によって、経済的な支援というニーズがさらにクローズアップされていることの表れではないかと考えているところでございます。

そこで、市の次期計画におきましては、子育て世代のニーズと時代の要請に的確に応え

ていくために経済的な支援は必要であると考えておりますので、ふるさと応援基金等の活用も踏まえた子育て支援の充実が図られるよう努めてまいり所存でございます。

続きまして、②についてでございます。

最初の答弁でも申し上げましたが、副食費の減免基準のうち、所得要件による減免につきましては、年収360万円未満相当世帯の子供は全員対象となりますが、多子減免につきましては、第1号認定と第2号認定では条件が異なっています。

言い換えますと、第3子以降の子供がいる世帯が第1号認定か第2号認定かによって負担に違いが生じることになりますことから、これは公平性の観点からも見直すべき課題であると考えており、また、第3子以降の子供の数え方に条件を設けていることにつきましても、国の重要課題の一つである多子世帯の経済的負担の軽減策を進める観点から、条件を見直すべきではないかと考えているところでございます。

このような状況を踏まえ、本市では、大分県市長会に副食費に係る多子減免の算定基準を見直すよう要請することとしており、今後、他市とも連携して市長会を通じた国への要望ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひ県内の各市と連携を取って国への要望を進めていただきたいと思います。

以上で1の質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、本市における外国人労働者の実態についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） それでは、2項目めの本市における外国人労働者の実態についてお伺いします。

平成30年、出入国管理及び難民認定法が改正され、生産性の向上や国内人材確保の取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野においては、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるために、外国人の新たな在留資格として特定技能が創設されました。

そのため、今後、外国人労働者の増加が見込まれることから、大分県では、令和元年3月、県と市町村の行政機関が足並みをそろえ、企業等が必要とする外国人材を適正に受け入れる日本人と外国人が安心して安全に暮らせる地域社会を実現することを目的として、大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策を策定しましたとあります。

日本政府は、本年6月から新型コロナウイルスの水際対策を緩和し、1日の入国者数の上限が2万人となりました。とはいえ、過去最高だったコロナ前の令和元年の外国人入国者数は約3,119万人で、単純に日割計算すれば1日に8万5,450人となり、まだ4分の1にも届きません。

前置きが長くなりましたが、ここで質問です。

現在、本市で働いている外国人労働者の国籍別と産業別の人員についてお伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 2、本市における外国人労働者の実態については、商工観光課長より答弁があります。

安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） それでは、本市における外国人労働者の実態についてのご質問にお答えいたします。

市内に居住する外国人は、住民基本台帳制度の適用対象となった平成24年7月の169人から年々増加傾向にあり、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症対策の影響により大きく増加はしていませんでしたが、本年4月の水際対策緩和以降、再び増加に転じ、5月末現在では在留外国人の住民登録が過去最高の316人となっています。

国籍別に見ますと、最も多いのがベトナムの147人、次いでフィリピンの40人、以下、中国26人、韓国20人の順で、その他はカンボジア等東南アジアを中心に12か国となっております。

産業別の労働者数につきましては、大分労働局によりますと、本市と竹田市を管轄する豊後大野公共職業安定所管内において、技能実習生を含む外国人労働者の産業別の人数は、農業・林業が193人で全体の49.7%を占めており、次いで製造業の48人、12.4%、卸売業・小売業の41人、10.6%の順となっております。

このような統計結果から、本市では、農業を中心に製造業や小売業等の分野で約200人前後の外国人が就労しており、少子高齢化等による労働力不足が、その需要を年々押し上げていると分析しています。特に、本市の基幹産業であります農業におきましては、広大な農地の維持管理や機械化できない繊細な手作業等が多く、まだまだ労働力が充足しているとは言い難い状況でございます。

したがって、過疎高齢化が著しい本市においては、外国人労働者の雇用が必要とされてはいますが、一方で、文化や生活様式の違いによるトラブルが懸念されます。

このようなことから、本市では、外国人労働者が地域社会で生活していくため、必要な日本語能力を身につけながら地域住民と関わる機会を増やすため、日本語ボランティアの養成や外国人を雇用している事業所等へのニーズ調査といった取組を進めております。

今後におきましても、他の自治体の取組を参考にしながら、今後、増加が見込まれる外国人労働者との共生に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 今、答弁のありましたように、事業所等へのニーズ調査ということで、今抱えているところの事業所に行ってからいろいろな情報交換をして、どの辺が必要なのかというのをぜひ聞いていただきたいと思います。

また、現在、生産年齢人口が減少している状況にありますので、今後ますます外国人労働者に依存せざるを得ない状況が増えてくると思われれます。地域住民との良好な関係を築き、共存していけるような施策をぜひ進めていただきたいと思います。

また、ウクライナ難民受入れについては、どのように対応されていますか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 玉ノ井総務企画統括理事。

◎総務企画統括理事（玉ノ井浩司君） 5月の臨時議会で、ウクライナ難民への対応ということでご報告させていただきました。その中で、4月19日に福岡出入国在留管理局に避難民の支援として市営住宅の提供の届出をしたということを報告しております。

現在、市営住宅、政策空家を除けば入居可能な部屋も多く、生活圏を考慮しながら、ウクライナ難民に対しては臨機応変に住宅の提供をしていきたいと考えております。そして、もし生活圏が決まりましたら、地域住民への丁寧な説明等を行って、理解を求めていきたいと考えております。

それから、現在、市営住宅の受入れということのみとなっておりますけれども、外国人労働者に対して日本の生活をサポートしていただいている民間団体もありますので、そちらとも連携を取りながら、できることをやっていきたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひそういう難民の受入れ等の要望があれば受け入れていただいて、事業所とのマッチングも含めて相談に乗っていただけたらありがたいと思っております。

以上で2番の質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、3、宇宙ビジネスとのかかわりについての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） では、3項目めとして、宇宙ビジネスと豊後大野市の関わりについてお伺いします。

2020年に内閣府と経済産業省は、地域における自立的な宇宙ビジネスの創出を加速させるため、衛星データ等を活用した宇宙ビジネスの創出を主体的・積極的に推進する自治体を宇宙ビジネス創出推進自治体として大分県が選定されました。また、航空機で人工衛星を打ち上げる水平型宇宙港として大分空港を活用することが決定しました。東側と南側が海に面して空いており、また3,000メートル級の長い滑走路があり、空域が混んでいないといった理由で選定されたようです。

今後、大分県は、内閣府、経済産業省等とも連携して、大分県内における宇宙ビジネス、スペースポート関連や衛星データ活用などの創出に向けた取組を進めていくようです。

実は、このプロジェクトの中核には、本市出身の高山久信さんが深く関わっています。現在、高山さんは、宇宙プロモーションカンパニー株式会社 *minsora* を立ち上げ、一般社団法人おおいたスペースフューチャーセンターの専務理事も務めております。

また、株式会社インフォステラの代表取締役社長である倉原直美さんも本市出身です。インフォステラは、アンテナをシェアリングすることで通信インフラを整備し、宇宙とインターネットが常時接続されている未来を創り出していくことを念頭に、周回衛星向け地上局共有プラットフォーム、*Stellar Station* の開発・運用を手がけています。

さらに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）にお勤めの本市出身の方もおられます。

そこで、このように宇宙に関わる逸材を輩出している本市として、今後、宇宙ビジネスに関わっていく予定はあるか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 3、宇宙ビジネスとのかかわりについては、市長より答弁があります。

川野市長。

◎市長（川野文敏君） それでは、宇宙ビジネスとの関わりについてのご質問にお答えいたします。

大分県は、2020年4月にアメリカの企業と提携し、2022年に大分空港から人工衛星を打ち上げる宇宙港の取組を進めるという計画を発表しました。また、大分県では、この人工衛星の打ち上げの実現を目指すだけでなく、宇宙港を核とした新たな経済循環を創出し、打ち上げ開始から5年間で県内に約102億円の経済波及効果をもたらされるものと推計しております。

宇宙ビジネスには、主に3つの分野があり、1点目が、ロケットや人工衛星、地上局などの製造や整備をする分野、2点目は、人工衛星を利用したデータ収集による生活上のサービスの向上を図る分野、3点目は、宇宙空間へ活動範囲を広げる宇宙旅行等の分野となっています。

そこで、議員ご質問の本市における宇宙ビジネスとの関わりについてでございますが、本市に最も関わりのある分野は、2点目の人工衛星を利用したデータ収集による生活上のサービスの向上を図る分野ではないかと思われまます。

この分野については、カーナビや天気予報、スマートフォンによる位置情報の把握など、現在、人工衛星からの情報が既に私たちの生活に多く取り入れられていますが、将来的には、衛星データを分析した農作物の生育予測、橋梁や河川堤防等の社会インフラのモニタリング、観測データから地上の様子を把握して防災や災害時のドローンによる物資輸送の支援活動、準天頂衛星みちびきによる農業用機械や建設用機械及び自動車等の自動走行などが考えられ、実用化されたものから本市の業務や市民の生活に生かしていけるものと考えております。

なお、この分野につきましては、本市において、現在、鋭意取り組んでおります事務事業のDX推進にも関わりがございますので、庁内各課におきまして、既存のツールやスキームにとらわれずに、農林業や防災、教育、環境衛生等あらゆる分野において、最先端の科学技術が活用できないか検討してまいります。

その他の分野につきましても、新たな産業が創出できる可能性を秘めておりますので、今後におきましても、大分県と連携し情報収集を行いながら本市で取組ができる事業について調査研究を進めてまいります。

〔市長 川野文敏君降壇〕

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 今、市長から答弁がございましたように、使われる宇宙の具体例を挙げていただきました。

一例を挙げますけれども、精密な測位情報で位置の把握ができ、自動運転などに適用される、これは測位衛星みちびきのデータを活用し、ごみの収集運搬を効率化するサービスを先ほど申しました大分市内のm i n s o r aともう一つの計2社が実用化しており、これを全国に商用展開するということが報道によって紹介されております。

また、先ほどの市長の答弁にありました農業の分野、気象の分野、いろんな分野で活用できると思います。

そこで、本市が現在こういう分野で取り組んでいることがあれば、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 麻生環境衛生課長。

◎環境衛生課長（麻生正文君） ただいまのご質問にお答えします。

報道がありましたごみ収集運搬業務を効率化するシステムにつきましては、豊後大野市では既にごみ収集業務受託者において各車両にこのシステムを導入済みでございます。

したがって、今後のシステムのアップデート等で、みちびきのデータを利用したものに変わる提案がなされるのではないかと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 玉ノ井総務企画統括理事。

◎総務企画統括理事（玉ノ井浩司君） ただいまのご質問に私からも追加して回答します。

測位衛星みちびきを利用して、地表の変化を把握した防災活動といったものがあります。災害時、迅速な状況の把握、そして、その後の推定ということが可能になっております。そういった部分の情報提供をいただいて、防災活動に生かしていくという形になります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひ活用していただきたいと思います。

現在、皆さんスマートフォンを持っていますけれども、10年前は、まさかこのように世界的に広がっていく、身近で使える。例えば、タブレットもそうですけれども、あっという間に広がっていくんです。先のことと違って、のんびりしては、なかなか追いついていけないので、ぜひ市もそういう部分で取り組んでいただきたいと思います。

1点だけ、県中央空港にサテライトスペース等を考えてはいかがかなと思いますが、空港のある豊後大野市ですので、その辺はいかがでしょう。

○議長（衛藤竜哉君） 川野市長。

◎市長（川野文敏君） 大野町の県中央空港を宇宙港のサテライトにというふうなご提案でございますけれども、なかなか壮大なお話でありまして、夢があると思っております。

実は昨日、大分空港の利用促進期成会という会議がございまして、私は出席いたしました。広瀬知事が会長を務めておられまして、大分空港、コロナ禍でなかなか利用客が伸びないということで、それでも最近だんだんと利用客が増えてまいりましたというふうなお話が、全日空、それから日本航空の支店長からもあったところでありまして、利用客が伸びてきているという状況はありますけれども、この宇宙港に対する取組につきましても、

昨日の会議で宇宙港の将来像のビジョンというものを定めたところでありまして、宇宙ビジネスを皆さんと一緒に進めていきたいと思いますというふうなところで会議は終わったところなんです。

非常に、これから宇宙港のビジネスは、佐藤議員おっしゃるように、まさか昔は考えられなかったことが、すぐに起きてくるんだというところでありまして、議員のお話にあった高山久信さん、豊後大野市出身で、去年は郷土の先輩特別授業ということで各中学校を回っていただいて、宇宙ビジネスが身近なものですよというふうなところを中学生にも教えていただいたところでありまして、これから宇宙ビジネス、いろんな分野に生かしていただけるものだと私も思っております、「下町ロケット」というドラマがありましたけれども、あれがもう現実に私たちの、身近に迫っているというふうなところがあります。

議員おっしゃるように、県央空港も含めて、いろんな可能性を探っていかなきゃいけないという思いで、この宇宙ビジネスにつきましては、大分県と一緒に取組を進めていきたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 市長の前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。以上で質問を終わります。

令和4年第3回定例会（9月） 一般質問
令和4年9月7日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、三重町「内山公園」周辺の整備等の計画についての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 議長から許可を得ましたので、通告に従いまして3項目について順次質問をいたします。

まず初めに、1項目めとして、三重町「内山公園」周辺の整備等の計画があるか伺います。

本年3月議会で、豊後大野市図書館のレファレンスサービス（調べもの、探しもの、お手伝いします）についての一般質問がありました。答弁では、「真名野長者伝説に関して県外から多くの問合せがあります。伝説の内容や般若姫が旅した経路、「内山記」があるかなどの問合せに、当図書館が所蔵している原文や、読み下し、口語訳がついた「真名野長者物語 三重町蔵本『内山記』」や、子供でも読みやすい「万之長者炭焼き小五郎」「ふるさとの宝物」などの数多くある資料の中から、利用者の求めに応じ、適した資料を紹介しております。なお、「内山記」は、市の指定文化財になっており、現在は資料館が保管しています。」とありました。

この真名野長者伝説がきっかけで、山口県平生町や韓国益山市との交流も始まりました。また、県外から多くの問合せがあるということは、来訪を考えている潜在的な観光客がいることにつながります。伝説と文化の継承は、人の心を育て、自分の住んでいる地域を改めて見直すきっかけにもなります。

かつて、「よみがえる飛鳥ロマン」と銘打って三重町駅前から内山公園の桜並木まで行列が行われていた壮大な真名野長者祭りも今はなく、内山公園では色あせた般若姫の巨大な像がむなしく立ち尽くしています。

そこで質問です。

このように貴重な観光資源を備えた内山公園周辺をこのまま放置しておくのか、今後、整備等の計画があるのか伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 1、三重町「内山公園」周辺の整備等の計画については、商工観光課長より答弁があります。

安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 三重町「内山公園」周辺の整備等の計画についてのご質問にお答えいたします。

内山公園周辺につきましては、三重町に古くから伝わる真名野長者伝説の舞台として親しまれてきました。貴重な観光資源であったことから、平成2年から3年にかけて、公園や般若姫像などが整備されたほか、公園一帯が桜の名所となっていることから、毎年3月下旬には真名野長者祭りが行われておりました。

また、真名野長者伝説を通じて大韓民国の益山市や山口県平生町との交流も始まったところ です。

このように三重町の観光地として多くの人に親しまれてきましたが、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化などによる影響から、公園利用者は減少し、イベントにつきましても平成29年を最後に開催されていない状況でございます。

そして、施設につきましても、整備から30年が経過し、老朽化や経年劣化が進んだため、遊具の撤去や長者の館の解体を行ってまいりました。

一方で、公園周辺は、春には桜が、秋には紅葉が美しく、見頃の時期には訪れる方も多くいらっしゃいます。そのため、市では、快適に花見を楽しんでいただけるよう、てんぐ巣病に感染した桜の防除処理や開花時期前に除草作業を行うなど環境整備に取り組んでおります。

議員ご質問の今後の整備等の計画につきまして、現時点では、大規模な整備計画はございませんが、今後も引き続き安全・安心に利用していただけるよう必要となる修繕等は実施してまいりたいと考えております。

また、公園の利活用につきましては、現在、ぶんご大野里の旅公社が、桜の時期にウォーキングイベント「里の旅ピクニック」を実施しています。今後も継続した開催が計画されていますので、公社と連携して事業に取り組みながら、公園の利活用に向けて関係者への働きかけについても検討してまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 先ほどの答弁で、市では桜の開花時期前に除草作業を行っているとの答弁がありました。内山区では一年を通して環境整備を行っていますので、付け加えさせていただきます。

それでは、再質問いたします。

平成29年を最後にイベントが開催されなくなった最大の理由をお聞かせください。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） イベントの開催に当たりましては、実行委員会がとても重要な役割を担っていただいております。実行委員会の皆様は、地域に対する熱い思いから、主体的・積極的にイベントの開催に関わっていただいております。

ご質問の真名野長者祭りにつきましても、平成29年の27回目の開催まで実行委員会を中心としてイベントを開催していただいておりますが、その後、実行委員会組織の体制が整わない等の理由によりまして、現在は開催されていないという状況でございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 市の協力が得られなかったのかなという思いがしますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） イベントの開催につきましては、市といたしましては、イベントの補助金ということで財政的な支援をさせていただいておりますので、市の関与が直接なかったから開催されなくなったとは捉えていないところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 分かりました。

三重第一小学校時代、遠足といえば内山公園でした。桜の季節になれば、宗兄弟も高校時代に出場したさくらマラソンや同日行われたスケッチ大会などが思い出されます。

今後、関係者等と調整して、イベント等の実現に向けて努力をしてほしいと思います。答弁があれば、お願いいたします。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 内山公園の今後の利活用についてでございますが、現在、スポーツ振興会の主催によりまして、中央公民館から内山観音までを往復する「新春初詣歩こう走ろう大会」が1月初旬に、また、内山観音周辺をコースとする「三重町さくらロードレース大会」が3月下旬に開催されております。ここ2年は、新型コロナウイルスの影響で残念ながら中止となっているところでございますが、今後も引き続きこれらの大会を含むスポーツイベントであったり、ステージを活用したイベント等で公園を活用していただくと考えておりますことから、関係者の方々へ働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひ関係団体と協力してよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で3年連続中止となった、らいでん祭りも「真名野長者のお膝元」と口上にありますように、この伝説から派生しています。来年はぜひ開催してほしいと願う者の一人です。

また、三重町に伝説真名野長者物語をライフワークにした真名研クラブという会があります。この研究会とも連携を取りながら、文化遺産の継承にも努めていただきたいと思います。答弁があれば、お願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 岡部社会教育課長。

◎社会教育課長（岡部司君） 文化遺産の承継に関しましては、まず、市図書館では、町村合併後の平成18年から平成19年に、地域のお話の紙芝居（「真名野長者物語」「沈墮の滝物語」の2作品）を職員で作成して、旧図書館時代から、おはなし会で使用したり、他団体への貸出し、ケーブルテレビでの放送などに利用させてもらってございました。

模造紙でつくっていたため、十数年がたち、劣化や破損が著しく、新図書館に移るときにデータ化し、現在はプロジェクターで映して、地域の民話などを伝えるおはなし会を開催できるよう準備を進めております。

また、資料館では、市指定文化財である内山記・真名野長者物語を図書館と連携してデジタル画像化して、多くの方が閲覧できるように取組を現在進めております。

さらに、公民館では、今、議員がおっしゃいました真名研クラブが公民館クラブに登録して、三重町、清川町と大分市の方々の15名の会員で、月に1回、中央公民館に集まって、市内にまつわる歴史について学びを深めておられますので、図書館、資料館と連携して貴重な文化遺産の承継に努めてまいりたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 引き続きよろしくお願いいたします。

この項、最後に、般若姫の像はどういたしますか。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 般若姫像につきましては、安全性の観点から、目視によりまして劣化等がないかなどの点検等行っているところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 色はどうしますか。塗り替えますか。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 般若姫像が構造的に大変高い位置にございますことや、機材等の搬入、搬出等が大変難しいと私は捉えておりますので、般若姫の塗り替え等については、現時点ではございません。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひ検討していただきたいと思います。

国道326号を宇目のほうから下りてきますと、夜は不気味に光るということで、皆さん怖がったりもしますので、きちっと色をつけて見栄えのいいようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、1項目めの質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、葬斎場（三重葬斎場・大野葬斎場）の使用料についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） それでは、2項目めの葬斎場（三重葬斎場・大野葬斎場）の使用料について伺います。

①市民と市民以外の者によって分けられていますが、それは死亡者のことですか。葬斎

場使用者（喪主等）との区別はどうなりますか。

②県内他市との関係・連携等によって使用料の違いはありますか。

③施設入居等の関係で、やむなく住民票を移さざるを得なかった方が死亡したときも、市民以外の者の扱いになりますか。

詳しく説明しますと、福祉施設等の入所希望者が、豊後大野市内に空きがなく、やむなく市外の施設に入所し、住民票を移さざるを得なかった。残念ながら施設等でお亡くなりになり、身内の方が豊後大野市内で葬儀を行い火葬した。このような場合は、市民以外の者の扱いになるということで、市民なら1万円のところが3万5,000円の使用料になるという問題です。金額もさることながら、長年、本市に住んでいて、市民として生活されていた方が市民扱いされないという処遇についても、遺族の方が納得を得られないというところの問題であります。

以上についてお伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 2、葬斎場（三重葬斎場・大野葬斎場）の使用料については、環境衛生課長より答弁があります。

麻生環境衛生課長。

◎環境衛生課長（麻生正文君） それでは、葬斎場（三重葬斎場・大野葬斎場）の使用料についてのご質問にお答えいたします。

まず、葬斎場使用者の区分についてでございます。

本市における葬斎場の使用料につきましては、豊後大野市葬斎場条例に基づき、死亡者の区分により「市民」と「市民以外の者」のそれぞれで使用料の額を定めております。したがって、死亡者を基準とした運用を行っております。

次に、県内他の自治体との関係・連携等による使用料についてでございます。

県内他市との関係・連携について、臼杵市野津町につきましては、事務等の委託に関する規約に基づき委託契約を結んでおります。これに係る使用料については、本市条例を適用して受入れを行っているところでございます。また、緒方町・朝地町につきましては、合併以前から竹田市葬斎場で火葬をお願いしていた経緯もあり、本市の市民が竹田市葬斎場浄光園を使用する場合は、本市の市民区分の料金としております。さらに、竹田市と大野葬斎場において処理能力を超える申込みがあった場合、双方の葬斎場に市民区分の料金として申込みをすることができます。

次に、住民票の異動等に伴う使用料の取扱いについてでございます。

施設入居等の関係で住民票を移した方については、現行では市民以外の区分で取扱いをしております。やむを得ず他市への転出となった方の例など、議員ご指摘のとおり弾力的な運用が必要ではないかと思われまので、葬斎場使用料金の運用見直しに向けて検討してまいります。なお、見直しには臼杵市との規約に基づく変更の必要がありますので、まずは臼杵市との協議を開始して進めてまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 大分県内では、死亡者または火葬許可を受けた者が住民票を有し

ていれば市町村民扱いになるという自治体が11あります。大分市、国東市、佐伯市、由布市、姫島村、宇佐市、豊後高田市、玖珠町、九重町、日田市、中津市です。

答弁では、使用料金の運用見直しに向けて検討するという答弁でしたが、早急に県内の11市町村と同様の扱いになるように要望いたします。答弁があれば、お願いいたします。

○議長（衛藤竜哉君） 麻生環境衛生課長。

◎環境衛生課長（麻生正文君） 先ほど答弁申しましたとおり、臼杵市との協議を開始して進めてまいります。また、見直しに当たっては、変更時期や周知期間を含めて協議検討を行いたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） なるべく早くお願いいたします。

以上で、この項の質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、3、本市におけるマイナンバーカードの普及についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 本市におけるマイナンバーカードの普及率、普及促進活動の取組について伺いますが、先ほど後藤雅克議員のときにかなり答弁されておりますので、重複のない程度で答弁をお願いいたします。

○議長（衛藤竜哉君） 3、本市におけるマイナンバーカードの普及については、総務企画統括理事より答弁があります。

玉ノ井総務企画統括理事。

◎総務企画統括理事（玉ノ井浩司君） それでは、本市におけるマイナンバーカードの普及についてのご質問にお答えいたします。

本市におけるマイナンバーカード普及率は、本年7月末時点で、申請率は45.35%、実際に手元に交付される交付率は39.05%となっています。県の交付率は45.51%となっており、本市は県平均よりも低い状況にあります。

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、行政手続のオンライン申請及びコンビニでの証明書発行時に必要となってきます。また、健康保険証として医療機関や調剤薬局で利用可能で、保険証情報のほか特定健診情報や薬剤処方情報も確認できます。令和6年度には運転免許証との一体化も検討されており、今後、様々なサービスでの活用が増えていく見込みです。そのため、本市においてもオンライン申請やコンビニ証明書発行サービス等の準備を進めているところです。

今後、多くの方に給付金のスピーディーな支給やデジタル対応した行政サービスをご活用いただくためにも、マイナンバーカードの普及は大変重要であると認識しております。

国は本年9月末までにマイナンバーを新規に申し込んだ方に対して最大2万円分のポイントを進呈するキャンペーンを実施していますので、この機会にマイナンバーカード未取得の方に多く申請いただきたいと思いますと考えております。

普及啓発につきましては、市報及び市ホームページに啓発記事を随時掲載するとともに、市役所本庁舎1階窓口のインフォメーションモニターにも掲示しています。さらに、ケーブルテレビでのCM放送と普及促進担当職員の出演による広報活動を実施しているところでございます。

申請支援につきましては、毎月3回の支所出張サポートに加え、市内事業所向けの出張申請サポートにも力を入れております。豊後大野市商工会の協力によるチラシ配布や事業所への架電、訪問による説明を行い、出張申請サポート依頼をいただき対応しております。事業所への出張サポートでは、平日時間内にカード受け取りのため市役所窓口に来庁できない方への対応として、申請時に本人確認処理を行いマイナンバーカードは自宅郵送する方式を行っており、非常に好評です。今後におきましても本取組による支援を行ってまいります。

今後の普及促進としましては、新たに県立高校、専門学校、施設等への出張申請サポートを実施します。さらに、外部委託事業者による市内商業施設での特設申請窓口開設も計画し、推進してまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 事業所への出張申請サポートや市内商業施設での特設申請窓口開設、ぜひ進めていただきたいと思います。
1つ質問です。職員の交付率はどれぐらいでしょうか。

○議長（衛藤竜哉君） 小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） 職員のマイナンバーカード交付率、取得率につきましては、7月末現在で79.1%となっております。これは、大分県を含め19自治体中、9位の率となっております。

なお、この率につきましては行政職員のみでございますので、消防職員、市民病院の職員については、引き続き普及促進を続けてまいりたいと考えておりますし、未加入の職員につきましては、個人情報の取扱い等大変難しい面はございますが、そういうところをクリアしながら加入に向けて協力を推進していきたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 個人情報保護法も制度の見直しが行われる予定になっているみたいですので、個人情報保護委員会というのが設置されて、そこで一括管理する形になると思いますので、行政職員だけではなく、消防署も含めて、病院も含めてぜひ推進して、9月集中月間でよろしく願います。

以上で、全ての質問を終わります。

令和4年第4回定例会（12月） 一般質問
令和4年12月8日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、豊後大野市立幼稚園の今後についての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 議長から許可を得ましたので、通告に従いまして2項目について質問をいたします。

まず初めに、1項目めとして、豊後大野市立幼稚園の今後について伺います。

10月19日の新聞報道を受けて、豊後大野市立幼稚園の在り方についての概要、令和2年11月議会全員協議会資料の説明が過日行われました。教育基本法第11条では、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとなっています。

資料によりますと、本市の具体的な方向性では、市立幼稚園の1学級の適正人数を15人として、望ましい幼稚園教育を提供するために整理統合の方向性を今後検討していくなどとなっていますが、それが良好な環境の整備であり、振興に努めていると言えるのでしょうか。基本的な考えをお伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 1、豊後大野市立幼稚園の今後については、教育次長より答弁があります。

後藤教育次長。

◎教育次長（後藤樹代文君） 豊後大野市立幼稚園の今後についてのご質問にお答えいたします。

平成24年8月に、国は、質の高い幼児期の教育・保育を提供することや子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、子ども・子育て関連3法を制定しました。これに基づき、平成27年には、子ども・子育て支援新制度が施行され、市内の私立幼稚園は幼保連携型のこども園に移行し、私立保育所はゼロ歳から5歳までを預かる形で現状を維持しました。また、公立幼稚園においては、就学前教育の充実を図りながら、1号認定対象の5歳児を中心に幼児教育の充実に努めてまいりました。

しかし、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったことで、1日の開設時間が長い認定こども園などへの入園希望が増え、公立幼稚園の入園率が減少してきました。このような状況を受け、今後の公立幼稚園の在り方について、令和元年5月に学校教育審議会に諮問し、5回にわたる審議を経て、同年9月に答申を受けました。

公立幼稚園では、これまでの研究や実践から、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域の目標を達成できるよう幼児教育が進められております。この中で、人間関係の領域では、友達との関わりを通じての指導が求められており、一定規模の数の子供たちが集団活動での遊びを行い、多種多様な価値観を持った友達との関わりを持つことで成長していくと考えられています。

また、学校教育審議会答申では、協調性、道徳性・規範意識の芽生えなどの幼児期の終

わりまでに育ててほしい10の姿につながる幼児教育を進めるためには、集団での教育の場が重要であるため、1学級の適正人数を15人とされました。

この答申を基に教育委員会で検討した結果、各町での実情を考慮しながら子供にとって望ましい園児数に近づけるための方向性の一つとして、適正人数を決定したところでございます。

公立幼稚園は、小学校に併設しており、小学校の校長が園長を兼ねていることなどから連携する機会が多く、遠足や体験学習、運動会など小学校と一緒に学ぶ活動が年間計画に位置づけられています。したがって、小学校への連結がスムーズにいくためのアプローチ体験が十分にできる環境となっていることが、公立幼稚園の果たしてきた役割と言えます。

しかし、一方で、平成29年に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令では、保育の指導について、多くの部分で幼稚園教育と共通の内容となっております。これは、就学前の質の高い幼児教育を重視し、小学校入学以降を見据えた乳幼児期の発達の連続性に着目し始めたことが、3法令の内容の共通化につながっており、どの幼稚園、保育所、認定こども園においても同じ幼児教育が展開される環境となっております。

したがって、教育・保育内容の統一や保護者の願いを総合的に判断いたしますと、公立幼稚園という狭い範囲での幼児教育の方向性を求めるのではなく、市内全域における子育て支援の枠の中で幼児教育の在り方を検討していくことが重要であると考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 先ほど答弁の中にありました学校教育審議会の幼児教育を進めるためには、集団での教育の場が重要であり、そのため1学級の適正人数を15人とするという答申には、何ら説得力はありません。平成29年改訂の文部科学省幼稚園教育要領によれば、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿は、幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものとなっております。

また、育ててほしい10の姿は、①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現とあり、適正人数を15人とする論理的な根拠はどこにも見当たりません。

改めて伺います。教育委員会が唱える子供にとって望ましい園児数とは何人ですか。

○議長（衛藤竜哉君） 下田教育長。

◎教育長（下田博君） まず最初に、適正人数と、それから開園を条件にした募集人数、これは全然違うということをお知らせしておいていただきたいと思います。15人いないと園が開園しないということではなくて、5人で開園をしていくという、これは従来の教育委員会の立場でありますので、それはそのままということです。

この審議会で議論されて、15という数字が、ある意味ちょっと説明不足のところもあって、独り歩きをしまっているんですけども、理由は2つあります。1つは、基本的に、今回、3法令が平成29年に変わり、平成30年から施行されていますが、従来、今

まで幼稚園と、そして保育園、この2つが同じ保育や教育活動はなされていなかったということです。しかし、これからは、この10の姿は、乳幼児から連続性のある幼児教育を展開していく。さらには、小学校教育、つまり就学前教育にどの園、どの保育園に行ってもきちんできますよというのが、10の姿で示されたものであります。これは議員ご指摘のように到達目標ではございませんので、その姿が何となく出来上がっている状態で小学校にぜひやってくださいというのが、3法令の共通した考え方です。

ただ、今回、特に変更されたのは、年間を通じた全体計画の中で、その姿を求めていきましょうということなんです。これは、ただ保育だけでは駄目ですよという、そういうご指摘を一方でいただいているということなんです。その中で、1人や2人では、先ほど議員が並べていただいた10の姿は、なかなかそこに近づけることがやっぱり難しい。特に、集団の中で培う力というのは重要ですよということが、そういう教育要領の中にもうたわれているわけです。

したがって、その議論をしていくときに、年間20から25の遊びを幼児教育で行っているわけですが、例えば砂遊びをするにしても、1人や2人ではなくて10人いる中で、いろんな砂遊びをしながら意見交換をしていく。そのことが1つでも2つでも10の姿に近づける活動になるということで、もちろんその時点では、人数が何人ぐらいということではなくて、そういう集団活動ができる人数でいいんじゃないかということを経済教育審議会でも議論されました。

この数字が出てきたというのは、適正規模という言葉は、これは通常でいいますと小学校、中学校において使われている言葉です。今、幼稚園の場合、設置基準というのはございませんで、逆に教諭の配置基準が決められています。これが30人に1人ということなんです。したがって、30人の学級を1人の教諭や保育士で見えていくという、ここに少し無理があるんじゃないかということも議論しました。

もう一つ、欧米や先進諸国は、既に教諭の設置基準はその2倍、つまり15人をめどにした配置基準になっているということなんです。したがって、その数字も少し活用させていただきまして、国の場合は、戦後一貫して、この30人の教員の配置基準を変えていません。しかし、その設置基準の在り方については、実際の弾力性が認められていることですので、豊後大野市としては、その半分である教諭1人が見る人数を15人ということで、適正規模として定めさせていただきました。

したがって、この15というのは、教諭が1人で、園児が15人で、その中で遊びを通して10の姿をしっかりと育てていきましょうという、そういうことの意味合いなんです。15人いないと園活動ができませんよということではなかったということなんですけれども、そこが少しうまく、説明不足で、届いていなかったんじゃないかなと思っています。

だから、議員がご指摘のような方向に向かっていくためには、一人一人に寄り添っていくということは大事にしていきたいと思っていますし、少人数の中で子供たち一人一人を大切にしていくことも、もちろん公立幼稚園としてはできていく。また、これまでもやってきましたので、そういう方向で小学校前の就学前教育については充実を図っていききたいと考えているところです。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 説明を受けまして、15人には納得がきました。

それでは、既に市報11月号の8ページに三重町の公立幼稚園についての記載があり、令和5年度から三重幼稚園を三重町の合同幼稚園として運営する予定となっています。関係者に十分な説明をされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 後藤教育次長。

◎教育次長（後藤樹代文君） 十分な説明がなされてきたかということでございますけれども、令和2年10月の教育委員会定例会の翌月、11月に市議会全員協議会においてご報告を行い、その翌月に三重町と大野町にて公立幼稚園の規模適正化に係る説明会を開催をいたしました。

しかし、議員ご指摘のとおり、それ以降、今年10月の説明会まで説明会等は開催をしておりません。これまで、学校教育課ですとか幼稚園を通して、随時自治会長ですとかPTA会長、PTAの役員等にはお話をしてまいりましたが、全体での説明が不足していたというところは反省しなければならないと考えております。

ですので、この合同幼稚園につきましても丁寧に説明をしていきたいと考えておりますし、今後、新たな方向性等が定まりましたときには、地域のご理解をいただけるよう丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 令和3年度から幼稚園の入園案内文書の郵送をしなくなった理由を伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 下田教育長。

◎教育長（下田博君） これは、いろんな事情がございますけれども、入学予定者が事前に分かっているのが公立幼稚園だけという背景がこれまでありました。他のこども園や保育園においては、そういう状況には対応し切れていない。情報公開の問題とか、そういうこともありました。これは子育て支援課とも相談をさせていただいて、これまでの取組については多方面からの課題があるんじゃないかというご指摘もあり、そういう方向を整理させていただいて、公立幼稚園も他のこども園や保育園と同じ状況の中で募集を開始しましょうということで、そういう方向になっていったということです。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 幼稚園を知ってもらったり、園生活に慣れるために、未就園児を対象に日中の子育て支援で預かり保育を実施したり、園児確保の努力は行っているのでしょうか。

○議長（衛藤竜哉君） 中城学校教育課長。

◎学校教育課長（中城美加君） 幼稚園につきましては、園の公開保育等も行っております。

す。それから、預かりのほうも今行っている状況であります。そういうところで皆様に知っていただく努力をしているところであります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） なかなかそれが見えてこないというところで、今、質問をさせていただいております。幼稚園のメリットをもう少しアピールをしたほうがいいんじゃないかと思うんです。

まず、幼稚園は教育機関であること。幼小連携教育の推進。先ほどの答弁書にありました。小学校と連携する機会が多く、一緒に学ぶ活動が年間計画に位置づけられていると。小学校以降の教育の基礎をつくるなどが挙げられると思います。もう少し公立幼稚園のよさもアピールしていただいて、少子化でなかなか人が集まらないというのは分かりますが、民間の認定こども園、保育所等、頑張っていますので、ぜひ市の教育委員会としても幼稚園の園児募集、いろんなアイデアを練って頑張りたいと思います。

○議長（衛藤竜哉君） 下田教育長。

◎教育長（下田博君） 公立幼稚園につきましては、ご指摘のとおり、不足している部分もあるかと思うんですが、今、通園率15%ということで、1年生に入ってくる、つまり85%は公立以外からやってくるわけですよ。したがって、学校としましては、地域にあるこども園、保育園と交流はしっかり、やっぱりそっちも大切にしていかなければ、就学前は充実してこないと思っていますので、小学校と連携して、また隣接しているということで、公立だけにスポットを当てて、義務教育の1年生の段階から、その部分の取組をアピールしていくというより、こども園や保育園とも交流している姿を、小学校としてはやっぱりその姿もアピールしていく必要があるし、そしてまた、どこのこども園や幼稚園や保育園から来てもちちゃんと小学校で受け取ることもできるし、アプローチもきちんと小学校と連携をしながら準備もしてもらおうということが、教育委員会としては、願う方向としては、その方向を今大事にしているということです。

決して、公立幼稚園だけにスポットを当てた取組や発信をするということよりも、そういう重要なことを全ての園においてもお願いしながらやっていただく、そういう枠組みの中に、この3法が変わった以降はなってきたという背景もありますので、そこはご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） いずれにしても、資源の乏しい日本において、人材が宝ですから、認定こども園も含めて、子育てをしっかりと教育委員会としてもやっていただきたいと思います。

以上で、この項の質問終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、防犯灯と街路灯の違いと設置や維持管理についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆ 4 番（佐藤昭生君） 防犯灯と街路灯の違いと設置や維持管理について、以下の2点について伺います。

①現在、行政区内にある防犯灯の設置や維持管理費は地元の自治区の負担になっているようですが、通行量の多い国道の歩道が暗くて見えない場合の電灯設置や維持管理はどこが行いますか。また、区分は防犯灯ですか、街路灯ですか、その線引きは誰がどのような基準で行いますか、お伺いします。

②市内各所の商店街も同様だと思いますが、一例を挙げますと、三重町中央通り商店街、市場1区から市場4区の間ですが、現在管理している街路灯の維持管理については、会員の会費と地元行政区の補助金により運営されていますが、財政的に非常に厳しいものとなっています。かつて「市」でにぎわった商店街の明かりの設置や維持管理も全て地元商店街や行政区で賄わなければならないか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 2、防犯灯と街路灯の違いと設置や維持管理については、総務課長より答弁があります。

小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） それでは、防犯灯と街路灯の違いと設置や維持管理についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず、防犯灯と街路灯の違いでございます。

一般的に、防犯灯とは、夜間における安全対策として主に住宅地及びその周辺の暗い場所に防犯を目的に設置する照明灯であり、街路灯とは、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路の安全、円滑を図るために設置する道路照明とされております。

議員ご指摘の国道の歩道が暗くて見えない場合に設置する電灯につきましては、暗いために起こり得る犯罪を未然に防ぐためのものと考えれば防犯灯であり、歩道を安全に歩くために障害物の有無等を確認するためのものと考えれば街路灯であるため、どちらとも捉えることができます。

県の設置基準によりますと、防犯灯につきましては、大分県安全・安心まちづくり条例で定める道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針において、道路において配慮すべき事項等に「防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること」と示されています。

また、街路灯につきましては、信号機の設置された交差点または横断歩道、長大な橋梁、夜間の交通上特に危険な場所に原則設置するものとして決められていますが、必要に応じて設置する場合もあり、場所の用途や自動車通行量、利用者数、状況に応じて道路管理者が判断するものとされています。

いずれにいたしましても、道路管理者の責任において設置、管理されるべきものであると考えますので、引き続き県に対し設置の要望をしてまいります。

次に、商店街の明かりの設置、維持管理についてでございます。

現在、本市の防犯灯に関しての取組につきましては、新規の防犯灯の設置、既設の蛍光灯の防犯灯からLED防犯灯へ交換する際の灯具の給付を行っております。新規設置につ

きましては、豊後大野市防犯灯設置に関する規則に基づき、自治委員からの申請により、防犯性等の必要性を判断し、予算の範囲内で緊急度の高い順に市の負担で設置をしております。また、同規則により、設置後の電気料の負担及び修理等の維持管理は当該自治区において行うこととしております。

商店街の明かりの設置につきましては、自治委員からの申請により、必要であると判断されれば、市の負担で設置または灯具の給付を行い、電気料の負担及び修理等の維持管理につきましては当該自治区において行うものとなります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 道路管理者への要望につきましては、一緒にぜひやっていきたいなと思っております。

公営住宅の防犯灯について伺います。

空き家が多くなり、住宅団地の自治区の会計では電気料を払えなくなった自治区もございますので、そういう場合の対応はどのようなのでしょうか、お聞きします。

○議長（衛藤竜哉君） 後藤建設課長。

◎建設課長（後藤泰二君） 公営住宅の防犯灯の管理についてでございますが、設置・修理につきましては市の負担により行うこととしておりますが、電気料につきましては入居者の共益費により賄われることとなります。

議員ご指摘のとおり、入居者が減少している住宅では、1戸当たりの負担も増え、財政的に非常に厳しいものとなっております、そのような相談も受けております。市としましては、入居者の負担を少しでも軽減するため、計画的に既設の防犯灯を蛍光灯からLEDライトへの交換を行っているところでございます。

また、入居者と電力会社との契約内容のうち、電気料の低減が可能なものにつきましては、契約の変更等について検討を促しているところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 対応していただけるということなので、よろしく願いいたします。

次に、商店街の明かりの設置について、答弁の終わりのほうにありました修理等の維持管理は当該自治区でということですが、街灯用のポールや器具も含めてなんでしょうか、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） まず最初に、先ほど答弁の中で説明申し上げましたけれども、最初に自治区の負担金の視点から説明申し上げます。

まず、新設の場合でございますけれども、これは商店街も自治区も同じでございますが、

市が設置し、自治区に負担はございません。

そして、次に既設の蛍光灯の防犯灯からLED防犯灯へ交換する場合は、市がLED灯具を現物給付し、自治区が設置することになります。設置後の電気料の負担及び修理等の維持管理は自治区が負担することになります。ちなみにでございますけれども、電気料につきましては、一月当たり蛍光灯が342円程度、LED灯が153円程度になります。

次に、防犯灯の修繕等についてでございますが、LED防犯灯設置後、LED防犯灯の耐用年数は10年から15年でございますが、その後のLED防犯灯取替えにつきましては地元自治区の負担となりますので、現時点での費用でございますけれども、灯具が1万5,000円程度、工賃が1万円程度となりますので、この部分については地元自治区の負担となります。

また、ポールの修繕につきましても、地元自治区の負担となりますけれども、耐用年数30年を基本として、腐食等、状態が特に悪い場合におきましては、新規の設置で対応する場合がございますので、よろしく申し上げます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、最後に、まちの明かりについて、他市では、竹田市の竹楽、臼杵市の竹宵、日田市の千年明かりなどが大規模なイベントとなって行われており、今月、三重町の市場通りでは、実行委員会を立ち上げ、日本文理大学の学生と共同で、灯夜彩として、屋号ちようちゃんやキャンドルアートといった催物が開催されます。まちづくりの観点からも、商店街の明かりについて、地元自治区に任せるだけではなく、市としても検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（衛藤竜哉君） 安藤商工観光課長。

◎商工観光課長（安藤久美子君） 議員がおっしゃいました18日に開催されます灯夜彩につきましては、先月末に実行委員会の方からお話をいただいたところでございます。

このイベントにつきましては、昨年度も実施されまして、1,000人を超える多くの方がこのイベントにお集まりになったとも伺っておりますし、このイベントによりまして、商店街がにぎわいを創出し、活性化も図られる大変よい取組だと考えているところでございます。

各地域におきましても、にぎわいを創出するためや活性化のためにイベント等を取り組んでいただいているところでございまして、それらも含めて観光イベント等でも支援をしているところでございますが、商店街の明かりについてのご支援等につきましても、今後、何らかの形で市としてご協力できるものがないかを各課等と交えながら検討協議をしてみたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） よろしくお願ひいたします。

以上で、全部の質問を終わります。